

(3) 教育研究評議会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

教育研究評議会は、国立大学法人法第 21 条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1 人）、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長（1 人）、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

教育研究評議会は、原則、第 2 水曜日に開催。令和元年度においては、16 回（第 241 回～第 256 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①教員選考委員会委員の変更、②教員人事（教員の選考等）、③学長選考会議委員及び同予備委員の選出、④平成 30 事業年度の業務実績に関する評価、⑤大学間連携協力協定等（秋田県立大学、金沢星稜大学、埼玉工業大学、名桜大学、高崎健康福祉大学、尚美学園大学、サレジオ工業高等専門学校、日本大学文理学部、相山女学園大学等）、⑥令和 2 年度概算要求、⑦令和元年度以降における大学教員への年俸制適用、⑧授業料その他の費用に関する規程等の一部改正、⑨共同研究の受入れ、⑩年俸制適用職員給与規程の一部改正等、⑪受託研究の受入れ、⑫調査特別委員会からの報告に基づく審査、⑬教科内容先端研究センターの設置、⑭安全保障輸出管理規程等の制定、⑮サイバーセキュリティ対策等基本計画の策定、⑯上越教育大学若手教員のための在外研究支援要項の一部改正、⑰大学教員人事における配置要望から選考開始の発議までの手続きの整備、⑱上越教育大学における性的多様性（SOGIE）に対する基本理念、⑲附属中学校部活動指導員の導入、⑳上越教育大学オープンアクセス方針、㉑副学長の選考、㉒令和元（2019）年度上越教育大学自己点検・評価結果㉓健康教育研究センターの設置、㉔いじめ・生徒指

導・キャリア教育センター（仮称）開設準備室の設置，②⑤令和4年度改革基本構想，②⑥教職大学院への外国人留学生の受入れ，②⑦特任教員規程の一部改正，②⑧経営協議会学外委員の選考，②⑨上越市教育委員会との覚書締結，③⑩令和2年度年度計画，③⑪心理教育相談室の名称変更，③⑫学則の一部改正，③⑬内部統制規則の制定等，③⑭理事と事務局長の兼務解消に伴う学内規則の一部改正，③⑮教員選考手続細則等の一部改正，③⑯大学教員人事計画の策定に係る基本方針，③⑰社会教育主事養成課程の廃止，③⑱平成30年度における自己点検・評価，③⑲令和2年度に係る自己点検・評価実施計画，④⑩教職大学院への外国人留学生の受入れ，④⑪海外在住者が教員公募に応募する場合の応募及び面接のオンライン化，④⑫多様な教員人材育成修学プログラム（仮称）の導入，④⑬教育研究評議会における定足数の取扱い，等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に大学間連携協力協定等や令和元年度以降における大学教員への年俸制適用について適宜報告・審議し，重点的な検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は，関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており，十分な成果を上げている。特に，教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から，役員，教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお，監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め，意見を聴取しているため，本学の運営に関し多様な意見が反映されている。